

敦賀市議会ハラスメント防止条例 逐条解説

ハラスメントは、個人の尊厳を著しく傷つける人権侵害であり、職務への支障にもつながり、市民のための健全な議論を妨げ、ひいては市民サービスを低下させ、議会の社会的信用及び信頼を失わせる行為である。

議会は市政発展のために議論する場であり、二元代表制の下、市民から負託を受けた代表者たる議員は議会での議論を通じ、意思決定を行い、役割を十分発揮せねばならない。

そのため、敦賀市議会は、議員及び職員が人格を尊重し、相互理解を深め、良好な環境を確立することで、地方自治の本旨に基づく互いの役割を十分発揮することができるよう、ハラスメントの防止及び排除に最大限努めることを決意し、この条例を制定する。

【解説】 全議員のハラスメント防止に対する意思を共通のものにするとともに、将来議員になる人たちにもその考えを引き継ぐため、ハラスメントが及ぼす社会的影響や敦賀市議会として取組む意義を前文に示します。

（目的）

第1条 この条例は、敦賀市議会におけるハラスメントを防止及び排除するための措置を定めることにより、敦賀市議会議員（以下「議員」という。）及び職員が尊重された職務環境を確立することで市政の効率的運営に寄与し、もって市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

【解説】 前文を踏まえた目的を定めています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次に掲げる行為をいう。

ア パワー・ハラスメント 職務上の権限、地位等の優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、その者の人格若しくは尊厳を侵害し、又はその者の職

務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）
を害する行為

イ セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快に
させる行為

ウ 妊娠、出産又は育児に関するハラスメント 妊娠したこと、出産
したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により職務（議
員としての活動を含む。）を遂行することができないこと等に関す
る言動又は妊娠、出産若しくは育児に関する制度若しくは措置の利
用に関する言動により他の者の職務環境を害する行為

エ 介護に関するハラスメント 介護に関する制度又は措置の利用に
関する言動により他の者の職務環境を害する行為

オ アウティング 性的指向、性自認等の公表を望まない情報の暴露
により、プライバシーを侵害する行為

カ その他のハラスメント その他、他の者に苦痛を与え、その者の
人格、若しくは尊厳を侵害する行為、又は職務環境を害する行為

(2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に
規定する一般職の職員、同条第3項第1号から第2号まで、第3号及
び第3号の2に規定する特別職の職員、同法第22条の2に規定する
会計年度任用職員その他敦賀市の業務に従事する職員をいう。

【解説】本条例で使用する用語の定義を定めています。

第1号は、各ハラスメントについて定義しており、アからエは、敦賀市職員のハラスメント防止等に関する要綱のほか、人事院規則（人事院規則10-16（パワー・ハラスメントの防止等）、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）及び人事院規則10-15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等））に準拠しています。オでは、アウティングも重大なハラスメントに該当することからハラスメントの類型として定義しています。また、カでは、アからオに該当しないハラスメントを包括的に定義しています。

第2号は、職員の範囲を明確にしています。なお、職員には特別職も対象とすることとし、これには地方公営企業の管理者（市立敦賀病院事業管理者等）も含めるなど、本市の事情を勘案して定めています。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員が議員又は職員に対し行ったハラスメントに関し生じた問題について適用する。

【解説】本条例が議員から議員又は職員に対するハラスメントに限定して対象とすることを定めています。

(議長の責務)

第4条 議長は、本条例の趣旨の実現のため、ハラスメントに関する問題が生じたときは、必要な措置を迅速かつ適切に講じるほか、議員に対し必要な研修を実施する等、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

【解説】議長がハラスメント防止及び排除に関わる、議会内での総括的役割と責任を負うことを定めています。

議長は議会においてハラスメントに関する問題が生じたときはすべての問題に対し、迅速かつ適切に対応し、通報又は相談があった際には、第7条や第8条による措置を講じることを定めており、仮に第7条に規定する委員会が設置されなかった場合においても、通報又は相談があった旨、議会内での注意喚起を図るなど、受けた通報又は相談のすべてに対応することを意味しています。

ハラスメントがなくならないのは、してはいけないことを正しく知らない「無知」と、自分の行為がハラスメントに該当していることに気付かない「無自覚」があると言われており、誰かひとりでも誤った理解をしている人がいると組織全体に悪影響を与えます。研修の実施等により議員全員が常に新しい知識と高い倫理観を持ち続けられるよう、ハラスメントの防止及び排除に努めることを定めています。

(議員の責務)

第5条 議員は、ハラスメントが議員及び職員の尊厳を傷つけ、労働意欲を低下させ、職務環境を害することを自覚するとともに、市民の代表として、議員及び職員の人格を尊重した活動をしなければならない。

- 2 ハラスメント又はハラスメントの疑いがある行為を行った議員（以下「行為者」という。）は、当該事案について、誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。
- 3 議員は、事実関係の調査、必要な資料の提供等を求められたときは協力しなければならない。
- 4 議員は、他の議員のハラスメント又はハラスメントの疑いがある行為を目撃したときは、行為者に対し厳に慎むべき旨を指摘し、議長に対し当該事案に関する通報（以下「通報」という。）を速やかにしなければならない。

【解説】 公人である議員の取るべき行動や役割を定め、議員がハラスメントの防止に努めなければならないことを定めています。

第2項は、自らの行為がハラスメントに当たると疑われた場合の議員の責務を定めています。

第3項は、第7条に定めるハラスメント対策委員会等から求められたときの議員の責務を定めています。

第4項は、ハラスメント又はハラスメントの疑いがある行為を目撃した場合において、その行為を止める責務と議長への通報義務を定めており、議員自らが絶対にハラスメントをしないという確固たる意思を示すとともに、様々なシグナルを見逃さない風土をつくる意味合いを込めています。

（相談）

- 第6条 ハラスメント又はハラスメントの疑いがある行為を受けた、議員若しくは職員（以下「当事者」という。）又は、議員若しくは職員がハラスメントを受けていると思料する第三者は、議長に対し、口頭又は書面（電子メール等を含む。）により、ハラスメント事案に関する相談（以下「相談」という。）をすることができる。
- 2 議長は、相談の円滑かつ公正な解決を図るため、議会事務局内にハラスメント相談窓口を設置する。
 - 3 ハラスメント相談窓口は、相談があった場合、その内容を議長に報告する。

【解説】相談の方法を定めています。円滑な相談が図れるよう考えられる伝達方法も明記しています。当事者のほか、第三者についても議員又は職員がハラスメントを受けているのではないかと思った場合、相談することができる規定としています。

第2項は、議会事務局内にハラスメント相談窓口を置くことを定めています。当事者及び第三者は、議長のほかハラスメント相談窓口にも相談することができます。

第3項は、ハラスメント相談窓口は受けた相談を全て議長に報告するものと定めています。

（ハラスメント対策委員会の設置）

第7条 議長は、通報又は相談を受けた場合は、当事者の意向を確認した上で、別に定めるところによりハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、通報又は相談に対し、その事案の内容に応じて、事実関係の把握、当該事案の解決に向けた当事者及び行為者間の調整、その他解決を図るための事項等について審議するものとする。

3 委員会は、事案等の審議が終了したときは、議長に対し、その結果についての報告（以下「委員会報告」という。）を行うものとする。

【解説】議長は、当事者が望む当該事案の対応や相談範囲の秘匿性を確認し、通報又は相談を受けた事案について、原則として委員会を設置することを定めています。ただし、当事者や行為者の特定ができないなど、調査のしようがない場合を勘案し設置しない場合の要件や、委員会構成、運営方法などを、要綱等により「別に定める」ことを定めています。

第2項は、委員会の審議内容について、第3項は、審議終了後の結果報告について定めています。

（委員会報告後の対応）

第8条 議長は、委員会報告を受けたときは、指導、注意、氏名の公表等

の必要な措置を講じなければならない。

- 2 議長は、当事者その他議長が必要と認める者に対し、委員会報告の内容、行為者に対して講じる措置の内容、その他必要な事項について通知しなければならない。

【解説】委員会報告（助言扱い）を踏まえ、議長は必要な措置を講ずることとし、議会内での注意喚起を行うことなどもこの規定の意味に含むものとします。

第2項は、委員会の結果を踏まえた措置等について通知することを定めています。

（氏名の公表）

第9条 議長は、前条第1項の規定により、氏名の公表をする場合は、行為者の氏名、事案の内容及び問題解決のために講ずる措置に関する事項について公表するものとする。

- 2 議長は、前項の規定による氏名の公表をしようとするときは、関係者のプライバシーの保護に特段の配慮をしなければならない。

【解説】公人であり、選挙で選ばれる議員にとって最も重い措置は「氏名の公表」にあるとの考えのもと、その公表について定めています。

第2項は、公表するに際して容易に関係者が特定されることのないよう、極めて慎重に取り扱うことを定めています。

（プライバシーの保護）

第10条 議長、委員会の委員及びその他事案の処理に携わる者は、事案に係る関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【解説】知り得た秘密の漏洩が与える関係者や社会的な影響に鑑み、プライバシー保護について定めています。プライバシーの保護が十分でない場合、相談がなされないなどの弊害が生じることから注意を要します。

（議長職務の代行）

第11条 議長が通報又は相談の対象となったときは副議長が、議長及び

副議長がともに通報又は相談の対象となったときは議会運営委員長が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

【解説】議長職務の代行について定めています。副議長、議会運営委員長の順に代行することを定めています。

(継続的な検討)

第12条 議会は、この条例の定める事項について検討を加える必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

【解説】ハラスメントの特性上、社会背景や新たな知見、本議会における対応の経験を反映し、常に実効性あるものとするため、不断の検討を行うことを定めています。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じたハラスメントに関する問題について適用する。